

税のひろば

貯蓄と税金

●●●●●

二、郵便貯金の利子

わたくしたちは、思いがけない出費のために、預金をしたり公社債を買つたりして貯蓄をします。

預金や公社債の利子は、利子所得としての所得税がかかります。一定の手続をとることによつて、非課税の扱いを受けることができます。

また、住宅を取得する目的で一定の要件にあてはまる貯蓄をしたときは、税金の控除が受けられます。

そこで、利子について非課税の扱いを受けるための手続、住宅貯蓄の控除について説明しましょう。

（非課税となる利子所得）

預貯金や貸付信託、公社債投資信託、国債及び地方債、社債など

の利子や収益の分配金には、一人元金三〇〇万円までを限度として税金がかからない「少額貯蓄の利子

所得の非課税」の制度があります。

これは一般にマル優といわれているもので、この制度を利用するには銀行や証券会社にあらかじめ元

本の非課税限度額などを記載した「非課税貯蓄申告書」を提出し、その後、預入れのつど「非課税貯蓄申込書」は二ヶ所以上の金融機関に出すこともできますが、その非課税貯蓄の最高限度額は、全店舗分を合計して三〇〇万円を超えることはできません。

その後、預入れのつど「非課税貯蓄申込書」は二ヶ所以上の金融機関に出すことともできますが、その非課税貯蓄の最高限度額は、全店舗分を合計して三〇〇万円を超えることはできません。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

出しをしないこと。

住宅購入のための頭金

住宅購入借入金の返済資金

（一）住宅購入のための頭金

（二）住宅購入のための借入金の返済

（三）住宅割賦分譲の賦払金

（四）住宅の購入に当つては、まず

（五）借入金の返済や割賦払いの期

（六）住宅購入価額から積立金を差引いた残額が積立金の二・五倍を超えるときは、積立額の一・五倍以上

（七）住宅購入の借入金返済や住宅割賦分譲の賦払金にあてる場合は、積立額の三・五倍以上の借入をしな

（八）住宅の購入に当つては、まず

（九）住宅購入価額から積立金を差引いた残額が積立金の二・五倍を超えるときは、積立額の一・五倍以上

（十）住宅購入の借入金返済や住宅割賦分譲の賦払金にあてる場合は、積立額の三・五倍以上の借入をしな

建設業 退職金 共済制度に加入しましよう

月給制とか日給制とか、班長、世話役などと役付であるかどうかに

も関係なく、いわゆる出稼労働者も含め、建設業の現場で働く人々

も含め、建設業の現場で働く人々

職金共済組合で行つております。

加入の申込みは、千葉県建設セントラルで受付けておりますのでまだ加入していない事業主は、加

入してください。

なお、この制度に加入している事業主は「融資」を受けられます。

融資の対象となるものは、従業員のための住宅、保健、給食施設文化教養施設等で、貸付利率は年

七、二%、償還期間は一五年以内（一年以上据置）となつてお

ります。この融資制度には次のような特典があります。

（一）他の政府関係機関の同種の融資と併用されてもよいこと。

（二）標準建設費を時価の積算で認めていますので、実質的に高率な融資となること。

ければならないことになつていま

す。

（五）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五

（六）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上であること。

（七）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五

（八）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五

（九）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五

（十）借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五